

2019年度 運転免許取得費用助成事業

【実施要領】

2019年4月1日

一般社
団法人 山梨県トラック協会

1. 事業の趣旨

雇用対策の一環として、大型・中型・準中型・牽引免許の取得及び中型・準中型免許の限定解除に係る費用の一部助成を図り、会員が保有する多種多様な車両を効率よく運転できるようにするとともに、新たな雇用を創出するために助成事業を行う。

2. 助成金予算額 500万円

3. 助成金額

会員事業所の従業員が取得しようとする免許種類に応じて補助額を定める。

- ◎大型 … 100,000円/人
- ◎中型 … 50,000円/人
- ◎準中型 … 50,000円/人（全ト協より4万円助成有り）
- ◎牽引 … 50,000円/人
- ◎限定解除 … 30,000円/人（全ト協より2.5万円助成有り）

4. 助成条件

会員事業者1社当たり年度で保有車両数の10%（切り上げ）又は最大で5名までとし、同一従業員に対する助成は1回のみとする。

但し、会員事業所が取得費用の一部を負担した場合に限る。

なお、全日本トラック協会からの助成金は全ト協が定める交付要件を満たした者に限る。

※一部負担とは、大型10万 中型・準中型・牽引5万 限定解除3万円以上を会社がドライバーに補助し、ドライバーから会社に対し、領収書を発行したことが確認できれば対象とする。

5. 実施期間

助成金対象期間 毎年4月1日～翌年1月31日までに、受講申込・支払・取得すべてを完了した（完了する）もの。

6. 申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を毎年2月15日までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。